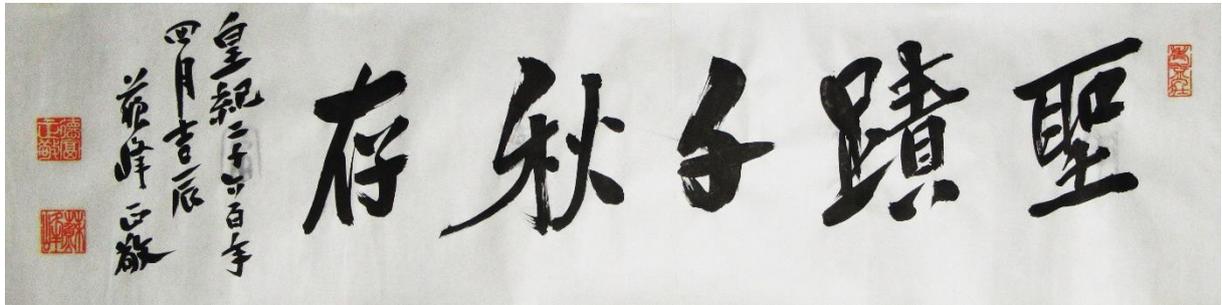


書に込められた思いとは

とくとみ そほう せいせきせんしゅうそんす
徳富蘇峰「聖蹟千秋存」 (草津宿本陣蔵)



今回は、史跡草津宿本陣に伝わる、徳富蘇峰の書「聖蹟千秋存」をご紹介します。

徳富蘇峰（1863～1957）は、肥後（現在の熊本県）で生まれたのち、明治6年（1873）に新聞記者を志し上京します。同20年（1887）には、民友社（みんゆうしゃ）を設立し『国民之友』を創刊したのち、同23年（1890）に『国民新聞』を発行するなど、日本の政治や世論に多大な影響を与えました。

当時の日本は、土地の開拓が進み、近代化の一途をたどりますが、その一方で、その土地の遺跡や自然などの「記念物」と呼ばれた、文化財が失われていくことを危惧する声が高まっていった時代でもありました。こうした事態を踏まえ、政府は大正8年（1919）に「史蹟名勝天然記念物保存法」を制定し、大正末期から昭和初期にかけて、明治天皇関連遺跡の史蹟指定を開始しました。滋賀県下では、明治天皇の行幸回数が多かったこともあり、指定地の大半に明治天皇聖蹟碑が建てられました。

草津宿本陣は、明治元年（1868）から同5年（1872）まで、明治天皇が東京への行幸や京都へ向かう際、数回にわたって利用したことから、昭和9年（1934）に「史蹟明治天皇行在所（あん

ざいしょ）」に指定され、その後、同14年（1939）から翌年にかけて、国庫補助のもと大規模な修繕が行われました。竣工に際して、本陣当主の親戚にあたる藤野嘉平（ふじのかへい）という人物が、当時、評論家・歴史家としても著名であった蘇峰のもとを訪ね、揮毫（きごう、毛筆で文字や絵を書くこと）を依頼したことから、「聖蹟千秋存」という書が伝えられています。

「聖蹟」とは神聖な遺蹟のことで、ここでは、天皇行幸のあとを指します。「千秋存」とおり、天皇行幸のあとである本陣の繁栄を願うことから転じて、当時の国家制度であった、天皇制の永続を意味していると考えられます。また、書の末尾で用いられている「皇紀」は、神武天皇が即位した紀元前660年を元年とした紀元のこと、明治政府によって定められました。特に、書に認められる昭和15年（1940）は「皇紀二千六百年」に当たることから、奉祝行事が盛大に行われた年であり、同時期に皇室中心主義を唱えた蘇峰らしい紀年といえます。

蘇峰をはじめとした著名な人物の揮毫のあとは各地に残されています。ぜひ探してみてください。

(令和2年6月・史跡草津宿本陣学芸員 小島 美紅)